

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第3号 発行日：平成26年8月31日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 東京訴訟を提訴しました。



(訴状提出のため、東京地方裁判所に入廷していく原告団と弁護団、支援者など)

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟では、これまで、熊本県・鹿児島県在住の方を中心として、熊本地方裁判所に第1陣～第5陣・合計545名の提訴を行ってきました。また、新潟でも、昨年12月に、水俣病阿賀野患者会の会員である新潟水俣病被害者の方が、新潟地方裁判所にノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟を提訴していらっしゃいます。

しかし、水俣病被害者の中には、就職や結婚などを機に、熊本・鹿児島を離れた方々が多くいらっしゃいます。

そこで、平成26年8月12日、関東在住の水俣病被害者18名が、東京地方裁判所にノーモア・ミナマタ第2次訴訟（東京訴訟）を提訴しました。

熊本、新潟、東京で同時に裁判を行うことで、水俣病が全国的かつ解決すべき問題であること、全国的にも声をあげていない、またはあげることのできない水俣病被害者が多数いることを世論に訴えていくことができるのです。東京訴訟については、提訴を行った日の全国紙の夕刊や全国ニュースで報道されました。

なお、本年9月には、大阪地方裁判所に近畿訴訟の提訴を予定しています。

(ミナマタ現地調査について)

ミナマタ現地調査は、昭和53年から、水俣病被害者救済のため、時々の課題を掲げながら一度も絶えることなく続けられてきました。

今回の現地調査は、初めて、海岸線から遠く離れた山間部(鹿児島県伊佐市大口)で行われました。

1日目は、大口にて、現地の方にご報告いただくなどして、旧国鉄山野線を利用した「行商ルート」により、水銀に汚染された魚の流入を確認しました。

2日目の総決起集会では、すべての水俣病被害者の救済を目指し、一枚岩の団結を守りながら、新たな前進に挑戦することを宣言するミナマタ・アピールが、参加者一同の拍手をもって採択されました。



〈旧国鉄山野線跡で、現地の方から説明を受ける。〉

#### 今後の予定

9月中	近畿訴訟提訴
10月17日	第6回弁論期日(於熊本地裁)
11月23, 24日	大検診
12月19日	第7回弁論期日(於熊本地裁)

#### すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索